

## 議案第 8 号

### 沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月12日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

#### 理 由

- (1) 公立の中学校等の学級編制の標準及び公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改める法律（昭和33年法律第116号）の一部が改正され、公立の中学校の一学級の生徒の数の標準が40人から35人に引き下げられる。
- (2) (1)に伴い、沖縄県立中学校の入学定員を改定する必要がある。  
これが、この議案を提出する理由である。

#### 【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

**沖縄県教育委員会規則第 号**

**沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則**

沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「40人」を「35人」に、「80人」を「70人」に改める。

**附 則**

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

# 規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

## 1 件名

沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則

## 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 公立の中学校等の学級編制の標準及び公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改める法律（昭和33年法律第116号）の一部が改正され、公立の中学校の一学級の生徒の数の標準が40人から35人に引き下げられる。
- (2) (1)に伴い、沖縄県立中学校の入学定員を改定する必要がある。

## 3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立名護高等学校附属桜中学校の入学定員を35人とし、並びに沖縄県立与勝緑が丘中学校、沖縄県立球陽中学校及び沖縄県立開邦中学校の入学定員を70人とする。（第3条関係）
- (2) この規則は、令和9年4月1日から施行する。（附則）

## 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

## 5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表

沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）新旧対照表																																																			
改正案	現行																																																		
<p><b>第1条</b> (略)</p> <p>(名称、位置等)</p> <p><b>第3条</b> 学校の名称、位置、入学定員、修業年限及び通学区域は、次のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称、位置等)</p> <p><b>第3条</b> 学校の名称、位置、入学定員、修業年限及び通学区域は、次のとおりとする。</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>入学定員</th> <th>修業年限</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立名護高等学校附属桜中学校</td> <td>(略)</td> <td><u>35人</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立与勝緑が丘中学校</td> <td>(略)</td> <td><u>70人</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立球陽中学校</td> <td>(略)</td> <td><u>70人</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立開邦中学校</td> <td>(略)</td> <td><u>70人</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	入学定員	修業年限	通学区域	沖縄県立名護高等学校附属桜中学校	(略)	<u>35人</u>	(略)	(略)	沖縄県立与勝緑が丘中学校	(略)	<u>70人</u>	(略)	(略)	沖縄県立球陽中学校	(略)	<u>70人</u>	(略)	(略)	沖縄県立開邦中学校	(略)	<u>70人</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>入学定員</th> <th>修業年限</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立名護高等学校附属桜中学校</td> <td>名護市大西五丁目17番1号</td> <td><u>40人</u></td> <td>3年</td> <td>県全域</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立与勝緑が丘中学校</td> <td>うるま市勝連平安名3248番地</td> <td><u>80人</u></td> <td>3年</td> <td>県全域</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立球陽中学校</td> <td>沖縄市桃原一丁目10番1号</td> <td><u>80人</u></td> <td>3年</td> <td>県全域</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立開邦中学校</td> <td>南風原町字新川646番地</td> <td><u>80人</u></td> <td>3年</td> <td>県全域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	入学定員	修業年限	通学区域	沖縄県立名護高等学校附属桜中学校	名護市大西五丁目17番1号	<u>40人</u>	3年	県全域	沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地	<u>80人</u>	3年	県全域	沖縄県立球陽中学校	沖縄市桃原一丁目10番1号	<u>80人</u>	3年	県全域	沖縄県立開邦中学校	南風原町字新川646番地	<u>80人</u>	3年	県全域
名称	位置	入学定員	修業年限	通学区域																																															
沖縄県立名護高等学校附属桜中学校	(略)	<u>35人</u>	(略)	(略)																																															
沖縄県立与勝緑が丘中学校	(略)	<u>70人</u>	(略)	(略)																																															
沖縄県立球陽中学校	(略)	<u>70人</u>	(略)	(略)																																															
沖縄県立開邦中学校	(略)	<u>70人</u>	(略)	(略)																																															
名称	位置	入学定員	修業年限	通学区域																																															
沖縄県立名護高等学校附属桜中学校	名護市大西五丁目17番1号	<u>40人</u>	3年	県全域																																															
沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地	<u>80人</u>	3年	県全域																																															
沖縄県立球陽中学校	沖縄市桃原一丁目10番1号	<u>80人</u>	3年	県全域																																															
沖縄県立開邦中学校	南風原町字新川646番地	<u>80人</u>	3年	県全域																																															

**参照条文**

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(昭和三十二年法律第六十二号)

(この法律の趣旨)

**第一条** この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(学校等の管理)

**第三十三条** 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2・3 (略)

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和三十二年法律第百十六号)

(この法律の目的)

**第一条** この法律は、公立の義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(学級編制の標準)

**第三条** 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市(地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。)町村の設置する小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。 )又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。 )の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級の編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。)	(略)	(略)
中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。)	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	特別支援学級	八人

3 (略)